

成城大学経済研究所  
研究報告 No.26

# デリバティブとヘッジの会計

## 国際会計基準設定までの推移と今後

篠 原 光 伸

2000年3月

The Institute for Economic Studies  
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya  
Tokyo 157-8511, Japan



# デリバティブとヘッジの会計

国際会計基準設定までの推移と今後

篠 原 光 伸

1. はじめに
2. デリバティブとリスク・ヘッジ
  - (1) デリバティブの登場
  - (2) デリバティブの2つの特徴
  - (3) FASB 金融商品プロジェクト
  - (4) IASC 金融商品プロジェクト
3. 公開草案 E 40 と E 48
  - (1) 公開草案の沿革
  - (2) 公開草案 E 48 の特徴と基本姿勢
  - (3) 認識条件としてのリスクと経済的価値
  - (4) 経営者の意図を反映した測定基準
  - (5) 公開草案 E 48 におけるヘッジ会計
4. 画期的な内容のディスカッション・ペーパー
  - (1) 3つの大きな変更
  - (2) 公正価値評価の全面適用
  - (3) 支配概念と財務構成要素アプローチ
  - (4) 繰延ヘッジ会計の否定
5. 本格基準と暫定基準：2つのプロジェクト
  - (1) ディスカッション・ペーパーからの方針転換
- (2) 長期と短期の2つのプロジェクト
- (3) 暫定基準としての公開草案 E 62
- (4) E 62 における当初認識と認識の中止
- (5) E 62 における当初認識以降の測定
6. E 62 におけるヘッジ会計
  - (1) 3つのヘッジ関係
  - (2) 適格ヘッジ会計のための条件
  - (3) 公正価値ヘッジの会計処理
  - (4) キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理
  - (5) 在外事業体への純投資のヘッジの会計処理
7. 正式基準書としてのIAS第39号と日米の会計基準
  - (1) E 62 から IAS 39「金融商品：認識と測定」への変更点
  - (2) FASB 基準書第133号におけるヘッジ会計
  - (3) わが国会計基準におけるヘッジ会計
8. おわりに 本格基準設定に向けての長期プロジェクトの動向

## 1. はじめに

1998年の6月という月は、日本、アメリカという2つの国の会計基準設定機関、そして国際会計基準委員会(IASC)から相次いで金融商品に関する会計基準もしくはその公開草案が公表された記念すべき月であった。この月にわが国の場合には、大蔵省の企業会計審議会から公開草案としての「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が、そしてアメリカの場合には、財務会計基準審議会(FASB)から正式な基準書として、基準書第133号「デリバティブとヘッジの会計」(SFAS 133)が公表されている。さらにまたIASCでは、1997年10月の理事会パリ会議において承認された金融商品の認識と測定に関する2つのプロジェクトのうち、暫定基準を作成するという短期プロジェクトの成果である公開草案第62号「金融商品：認識と測定」(E 62)が公表されるといった具合である。この後、わが国とIASCで公表された公開草案は、若干の修正を伴いながらも正式の会計基準書として承認され、現在では3つの金融商品に関する会計基準が出揃ったという状況である。

このような状況の背後には、近年における金融商品、特にデリバティブ(derivatives)と呼ばれる派生金融商品の出現による、取引の量的そして質的な拡大と拡充にあることは衆目の一一致するところであろう。このような金融商品の発展に対して、これらを取り扱う会計基準の方はこれまでにはまだ未発達な状況といえるものであった。そこで今回、金融商品に関する会計基準が相次いで公表される運びになるわけであるが、これらの会計基準がここに来て一挙に出来上がったというわけではない。FASBの場合には、1986年5月に金融商品プロジェクトがスタートされ、IASCの場合でも、1988年6月の理事会における決定を受け、1989年1月にロンドンで第1回金融商品起草委員会が開催され、本格的に金融商品プロジェクトが開始されたというように、ここ今日に行き着くまでには、共に10年以上の年月が経過しているわけである。そこで本稿ではこの間におけるIASCの金融商品に対する取り組みに注目し、IASCにおいて金融商品に対する会計基準の考え方が糺余曲折していく状況を、公開草案 E 40, E 48, E 62, ディスカッション・ペーパー、そして暫定基準であるIAS 39を通じてみていくことにする。そしてその際には、特にデリバティブをリスク・

## デリバティブとヘッジの会計

ヘッジ手段として使用した場合に特別な会計処理を認めるかどうかというヘッジ会計の問題を中心にして取上げていくことにする。

## 2. デリバティブとリスク・ヘッジ

### (1) デリバティブの登場

デリバティブとは本来、「派生物」という意味の英語であり、本章でいうデリバティブ取引とは、例えば、通貨、債券、株式といった基礎となる商品（原資産）から派生して生まれた金融商品の取引という意味を持っている。

歴史的には今から四半世紀ほど前の1972年5月、シカゴ商業取引所(CME)に通貨先物市場が創設され、ここで取り引きされた通貨先物が、世界で最初に登場したデリバティブだといわれている。この市場創設の背景には、第2次大戦後の国際金融市场を支えてきたブレトンウッズ体制が、1971年8月にアメリカのニクソン大統領が金と米ドルとの兌換停止を宣言したニクソン・ショックにより崩壊を始めたという事情がある。これ以後、主要国では為替相場の固定相場制から変動相場制への移行が行われ、この移行に伴う大幅な為替変動リスクに対するヘッジの必要性からこの通貨先物市場が生まれてきた。また、1975年にはシカゴ商品取引所(CBT)に金利先物市場が創設されるが、これもまた1973年のオイル・ショック以後の急激なインフレの進行による市場金利の乱高下という金利変動に対するリスク・ヘッジの必要性から生まれてきたものである。

このように当初は為替や金利の変動に対するリスク・ヘッジの必要性から生まれてきたデリバティブであるが、その後の金融の国際化・自由化の進展、情報処理技術・通信技術の革新を背景として、スワップ、オプションに始まるさまざまな種類のデリバティブが開発された結果、その利用目的も単にリスク・ヘッジばかりでなく、トレーディング目的や投機目的にも盛んに使用され、結果として取引額が急拡大して現在に至っている。<sup>1)</sup>

1) BIS(国際決済銀行)及び各国・地域の中央銀行等が1998年4月から6月にかけて行ったOTCデリバティブ市場の調査によれば、世界全体での同年4月中の1営業日平均取引高は、想定元本ベースで、約3,620億ドルであり、前回調査(1995年4月)の1,960億ドルと比較して、3年間で85%の増加となっている。わが国の取引高は、前回調査(330億ドル)同様に、英国、アメリカ、フランスに続いての第4位、420億ドルであった。しかしその伸び率は

## (2) デリバティブの2つの特徴

このデリバティブ取引の主要な特徴として、これまでの取り扱いでは、会計制度上の特徴と取引制度上の特徴の2つが注目されてきた。それはデリバティブ取引が、①これまでの会計制度上ではオフバランス取引であること、そして②取引制度上、レバレッジ効果があるということの2点である。オフバランス取引とは、取引が貸借対照表上に表示されないということであり、金利先物取引の場合、現行会計制度上では、証拠金部分以外の取引は全て貸借対照表上に記載されないということである。しかも取引制度上、少額の証拠金で多額の原資産取引をしたのと同じような効果、つまりレバレッジ効果を持っている。つまり企業が曝されている金利リスクの全貌については、単に貸借対照表の資産・負債をみただけでは把握できないわけである。

デリバティブ取引による多額の損失が突然に発覚した例としては、1994年以降でも「プロクター＆ギャンブル社」、「米カリフォルニア州オレンジ郡」等の例があり、日本でも1998年の「ヤクルト」の例がある。リスク・ヘッジ手段として登場したデリバティブが、多目的に利用されるようになった結果、新たなリスクが醸成されたといえる。しかし、本来、リスク・ヘッジとはリスクを消滅させることではなく、リスクを他に移転させることであるから、このリスクを進んでとる投資家の存在は不可欠であり、多額の損失を被る投資家がでてくることもありうる事態の1つといえる。

そこで必要なのは、「デリバティブ＝危険物」と考えるのではなく、投資家保護の観点から、デリバティブ取引を行っている企業の財務諸表の透明性をいかに確保するかという問題である。この意味から、国際的規模でデリバティブ取引を含めた金融商品に関する新たな会計基準の設定が強く求められてきたわけである。

---

28.4%と、世界全体の伸び率と比べてかなり低い伸び率に止まっている。取引高第1位は前回調査同様に英国（1,710億ドル）であるが、その伸び率は230%と驚異的であり、OTC デリバティブ取引のロンドン市場への集中傾向がうかがわれる。わが国に関する調査結果の詳細については、以下の文献を参照のこと。

日本銀行金融市場局「わが国デリバティブ市場の規模と構造——1998年デリバティブ・サーベイの集計結果——」、『日本銀行調査月報』、日本銀行、1999年1月

### (3) FASB 金融商品プロジェクト

デリバティブを含む金融商品に関する会計基準を設定するための代表的な研究プロジェクトとしては、アメリカ財務会計基準審議会(FASB)が設置しているプロジェクトと国際会計基準委員会(IASC)が設置しているプロジェクトの2つが有名である。プロジェクトとしてのスタートは、FASBの金融商品プロジェクトの方が早く、1986年5月にスタートされ、成果として数多くの基準書を生み出しながら現在もその活動を継続させてきている。<sup>2)</sup> FASBのプロジェクトは金融商品の認識、測定、開示を首尾一貫して取り扱う包括的な会計基準の設定を目的とするものであるが、FASBでは一挙にこのような会計基準を完成させることは困難であるとの理由から、プロジェクトをその開始当初から、「開示」を取り扱うサブ・プロジェクトと「認識と測定」を取り扱うサブ・プロジェクトの2つに分けて進行させてきた。FASBでは「開示」プロジェクトを、「認識と測定」プロジェクトが完成するまでの中间段階として位置づけ、とりあえずはディスクロージャーの充実を図るための会計基準を完成させ、財務諸表の利用者に金融商品に関する適切な情報提供を行うことを優先してきたわけである。現在までのところ、「開示」プロジェクトは1994年10月に公表された基準書第119号で一応の結果を出し、一段落ついた様子といえ、またその後積極的に展開された「認識と測定」プロジェクトでは、最新の成果として1998年6月にデリバティブとヘッジ会計の会計基準を定めた基準書第133号が公表されている状況である。

### (4) IASC 金融商品プロジェクト

一方、IASCでも1988年6月の理事会における決定を受け、1989年1月にはロンドンにおいて第1回金融商品起草委員会が開催され、カナダ勅許会計士協会(CICA)との共同研究として本格的に金融商品プロジェクトが開始された。IASC金融商品プロジェクトの現在までの検討経過を表したのが、図-1である。

このプロジェクトの目的もFASBと同様に金融商品の認識、測定、開示を

---

2) FASB 金融商品プロジェクトの1997年までの活動並びにその活動成果については、拙稿「FASBにおけるヘッジ会計プロジェクト」成城大学『経済研究』第139号、平成10年1月、を参照のこと。

経済研究所研究報告（2000）

図一 IASC 金融商品プロジェクトの活動経過

1989年1月	第1回金融商品起草委員会開催 金融商品プロジェクトの開始 金融商品の認識、測定、開示に関する包括的基準書の作成。
1991年9月	公開草案「金融商品」(E 40) の公表 証券監督者国際機構 (IOSCO) が再発行を強く勧告する。
1994年1月	改訂公開草案「金融商品」(E 48) の公表 金融商品に関する包括的な基準書の完成を断念
1995年6月	IAS 第32号「金融商品：開示及び表示」の承認と公表 E 48 のうち、開示と表示に関する部分だけを分離独立。
1997年3月	「金融資産及び金融負債の会計処理に関する討議資料」を公表 金融商品の全面公正価値評価アプローチの提唱。
1997年10月	金融商品プロジェクトを長期と短期の2つのプロジェクトに分割 長期は包括的基準、短期は暫定基準の完成を目標とする。 1998年中にコア・スタンダードの完成を目指す。 包括的基準を担当するJWGの発足。
1998年6月	公開草案「金融商品：認識と測定」(E 62) を公表 短期プロジェクトの成果としての暫定基準。
1998年12月	IAS 第39号「金融商品：認識と測定」の承認と公表
【今後の予定】	
2000年7月	包括的基準としての金融商品の認識と測定に関する公開草案の公表
2001年7月	包括的基準による基準書の承認

首尾一貫して取り扱う包括的な会計基準の設定ということにあるが、IASCではFASBのように開始当初からプロジェクトを2段階で進めるという手法を取らず、一挙に金融商品の認識、測定、開示の問題を解決することを目指したのである。そしてその最初の成果が、1991年9月に公表された公開草案 E 40 である。その後 IASC ではこの E 40 に対して提出された広範囲にわたる意見をもとに再検討を行い、1994年1月には改訂公開草案 E 48 を公表することになる。

しかしこの E 48 に対して寄せられた意見の内容はそれを基準書に反映させるためにはあまりにも重要であると判断されたため、IASC はこの段階で当初の目論見である金融商品に関する包括的な基準書の完成を断念することになる。プロジェクトはここにきて各国会計基準設定主体の意見を考慮し、FASB 同様に2段階に分割され、その第1段階の成果として、E 48 のうち開示と表示の部分だけを分離独立させた「開示及び表示」に関する基準書、IAS 第32号が承認され、1995年6月に公開されることになる。その後 IASC では第2段階とし

## デリバティブとヘッジの会計

て、金融商品の認識と測定問題を中心に取り組むことになるが、その成果が1997年3月に公表されたディスカッション・ペーパーである。このディスカッション・ペーパーは、金融資産・負債について伝統的な会計基準とは異なる会計処理、つまり公正価値評価を全面的に適用するという画期的な内容のものである。

しかしこのディスカッション・ペーパーはその革新的すぎる内容のため、各国から否定的なコメントを受けることになり、IASCは97年10月にプロジェクトを長期と短期の2つに分けて進行することを決定した。ここでいう長期プロジェクトとは2000年7月までにディスカッション・ペーパーの提案に基づく包括的基準の完成を目指すものであり、短期プロジェクトとは1998年中の完成を目指し、現実的妥協として経営者の意図に基づいた会計処理を容認する暫定基準作成のためのプロジェクトのことである。そしてこの短期プロジェクトの成果として1998年6月に公表されたのが公開草案E62である。その後このE62は若干の修正を受けたものの、同年12月の理事会フランクフルト会議で正式の基準書として承認され、現在、IAS第39号「金融商品：認識と測定」として公表されている。このIAS39の承認により、1995年からIASCが証券監督者国際機構(IOSCO)との合意に基づき作業を続けてきたコア・スタンダードの主要部分が1998年中に完成したというわけである。

今日までのIASCにおける金融商品プロジェクトの活動のあらましは以上のようにあるが、この流れを踏まえて、以下ではまずその出発点でありまた現在の金融商品に関する会計基準の原形になっていると考えられる、初期の公開草案E40とE48、そして内容の革新性により今後の指針ともなるべきディスカッション・ペーパーを対象として、デリバティブを含めた金融商品の認識と測定の問題、ヘッジ会計の問題についてみていく。さらにプロジェクトが長期と短期に分割された後、1998年になって暫定基準としてIASCが相次いで公表した金融商品に関する公開草案E62、基準書IAS39を対象にして、ヘッジ会計の問題がどのように取り扱われてきているかをみていく。この際、1998~9年にはIASCばかりでなく、FASBそしてわが国の企業会計審議会も金融商品等に関する会計基準を公表しており、それらで規定されているヘッジ会計についても同時に触れていくことにする。

### 3. 公開草案 E 40 と E 48

#### (1) 公開草案の沿革

1989年に発足した IASC 金融商品プロジェクトの最初の成果が、公開草案 E 40（1991年9月）である。<sup>3)</sup> この E 40 はデリバティブのみならず、有価証券、営業債権・債務等の従来型のものも含めた全ての金融商品を対象として、その会計処理および開示についての基準を総合的に定めたものである。しかも個々の金融商品についての会計処理を特定化するのではなく、概念的な基準を設定して、金融資産、金融負債の両方を取り扱ったものであった。

この E40 に対しては、異例の9ヶ月間という長い公開期間が設けられ、この間約200のコメントが寄せられている。そして1993年3月の IASC 理事会東京会議において変更の概要が決定されたが、1993年11月の理事会オスロ会議では原案を正式基準書として承認せず、改訂公開草案 E 48 として再発行されることが決定されるわけである。<sup>4)</sup> この再発行に至るには、E40の適用範囲が非常に広く、内容が革新的であるにも関わらず、プロジェクトの進行スピードが速すぎる、E 40 の内容および形式が正式基準書になってかなり変更されたという理由もあるが、再発行を強く勧告する証券監督者国際機構 (IOSCO) の影響力がかなりの程度働いていたといわれている。<sup>5)</sup> しかし基本的考え方の点においては、両基準間にそれほど大きな相違が見られないことから、ここでは E 48

3) IASC, E 40, *Financial Instruments*, IASC, Sept. 1991

4) IASC, E 48, *Financial Instruments*, IASC, Jan. 1994

なお、E 40 が E 48 として再公開されるにあたり、IASC 金融商品起草委員会及び IASC 理事会で行われた検討経過については、以下の報告に詳しい。

加藤 厚「IASC 金融商品起草委員会報告—トロント会議—」JICPA ジャーナル No. 450, 1993年1月

——「IASC 金融商品起草委員会報告—アムステルダム会議—」JICPA ジャーナル No. 453, 1993年4月

——「IASC 金融商品起草委員会報告—ロンドン会議—」JICPA ジャーナル No. 459, 1993年10月

小野 行雄「IASC 理事会報告—東京会議—」JICPA ジャーナル No. 455, 1993年6月

西川 郁生「IASC 理事会報告—オスロ会議—」JICPA ジャーナル No. 462, 1994年1月

5) 加藤 厚「E 40『金融商品』再公開への経緯と改訂公開草案 E 48 の解説」JICPA ジャーナル No. 463, 1994年2月

に沿って IASC の金融商品に対する考え方をみていく。

## (2) 公開草案 E 48 の特徴と基本姿勢

E 48 の会計基準としての特徴は、以下の点に要約できる。

- ①対象となる金融商品、業種そして取扱ともに非常に適用範囲が広い。
- ②基本的な一般原則を定めた概念的アプローチを採用している。
- ③実質優先主義をとり、経営者の意思を重要視している。
- ④オンバランスとオフバランスの決定を「リスクと経済的価値」の同時移転に求める。
- ⑤測定基準として償却原価（割引現在価値）と公正価値を導入している。
- ⑥ヘッジ会計の導入を認めている。

ここでの 6 つの特徴のうち①, ②, ③の 3 項目は、会計基準のとしての E 48 の基本的姿勢を示すものであり、④は金融商品の認識に関する特徴、そして⑤, ⑥は金融商品の測定に関する特徴といえる。

まずここではその基本的姿勢についてみていくが、その第 1 の特徴としてあげられている E 48 の広い適用範囲ということは、E 48 が保険業を除く全ての業種を適用対象にし、さらにそこでの金融商品の定義をみると、金融商品というものをきわめて広く定義しているという点である。E 48 では金融商品を「一方の企業に（認識されているか否かにかかわらず）金融資産を、他方の企業に（認識されているか否かにかかわらず）金融負債あるいは持分金融商品の、双方を生じさせるあらゆる契約<sup>6)</sup>と定義し、金融資産として、①現金、②他企業から現金あるいは他の金融資産を受け取ることのできる契約上の権利、③金融商品を、潜在的に有利な条件で他企業と交換できる契約上の権利、④他企業の持分金融商品の 4 つをあげ、また金融負債としては、①他企業に現金もしくは他の金融資産を引き渡す契約上の義務、②金融商品を、潜在的に不利な条件で他企業と交換する契約上の義務の 2 つをあげている。すなわちここでは、オンバランスのものののみならず、先物、オプション、スワップといったこれまでオフバランスとして取り扱われていたデリバティブをも含めて金融商品をとらえている。また E 48 の取扱の広さとは、E 48 が金融商品に関する認識、表示、測定および開示に係る全ての基準を定めているということでもある。

6) IASC, E 48, op. cit. para 5

第2の特徴である概念的アプローチの採用に関しては、E 48 が先物取引とか金利スワップといった特定の金融商品についての具体的な会計処理を規定するのではなく、どのような金融商品に対しても適用可能な会計処理の基本的な一般原則を規定しているということである。そのために内容に具体性が欠け、理解しづらいという批判も一部にはあがっていた。

E 48 は金融商品の法的形式よりもその経済的実質を優先させている。ワランティ債や転換社債といった複合金融商品は、法的形式では負債であるが、経済的実態をみると、社債部分と、持分金融商品に転換できるオプション部分とから構成されることから、前者は負債、後者は資本として分離処理するとしている。<sup>7)</sup> また当初認識以後の測定における標準処理において、金融商品をその性質よりも取引を行った経営者の意図によって3区分し、各々に異なった処理方法を適用するというのは、経営者の意思を重視するということに他ならない。この法的形式よりも経済的実質を優先し、かつ経営者の意思を重視している点が第3の特徴である。

### (3) 認識条件としてのリスクと経済的価値

E 48 では次の2条件が満たされた場合に、金融商品を貸借対照表上に認識しなければならないとしている。<sup>8)</sup> それは、①資産または負債にかかる実質的に全てのリスクと経済的価値がその企業に移転し、かつ②その資産の取得原価または公正価値、あるいは引き受けられた債務の金額が信頼性を持って測定できること、の2つである。この E48でリスクとして扱われるのは、価格リスク、信用リスク、そして流動性リスクの3つであり、さらに価格リスクは為替リスク、金利リスク、市場リスクの3種類に分けられている。そして特に価格リスクに関しては、損失の可能性だけではなく利益の可能性をも表わすとし、価格変動自体をリスクとしてとらえている。一方、金融資産の経済的価値としては、価格リスクを受けた結果としての利益の可能性、利息と元本の支払いを受ける権利、債務の担保として差し入れる権利、対価を得るために処分する権利、債務の決済のために使用する権利を例示している。また金融負債については、価格リスクに曝される結果としての利益の可能性が経済的価値であろう

7) Ibit., para 40-47

8) Ibit., para 19

としている。

さらに E 48 では、この認識された金融資産または金融負債が貸借対照表から除かれる場合として次の 2 つの場合をあげている。<sup>9)</sup> それは、①資産または負債にかかる実質的に全てのリスクと経済的価値が他に移転し、かつ、留保されたリスクと経済的価値の公正価値が信頼性を持って測定され得るとき、または、②基となっている権利または義務が行使されるか、解除されるか、取り消されるか、あるいは期限が満了したときである。

このように金融商品のオンバランスとオフバランスの決定を「リスクと経済的価値」の同時移転に求めているという点が、E 48 の第 4 の特徴である。

#### (4) 経営者の意図を反映した測定基準

E 48 の第 5 の特徴である測定基準としての償却原価、公正価値の導入ということと、第 6 の特徴であるヘッジ会計の導入ということは、共に金融商品の測定に関する特徴である。まず当初認識時の金融商品の測定について E 48 では、「金融資産と金融負債が当初認識されるとき、引き渡したまたは受け取った対価の公正価値で測定されなければならない」<sup>10)</sup> としている。伝統的な取得原価モデルであろうと、公正価値モデルであろうと、資産は当初一般にそれを取得するために引き渡された対価の公正価値で、負債は当初それを引き受けるために受け取った対価の公正価値で認識されることに代わりはない。両者における会計処理の相違は、資産の取得または負債の発生後において起こる取得原価と公正価値との乖離をどのように取り扱うかということにある。E 48 では当初認識後の測定基準として、「標準処理」と「認められる代替処理」の 2 つの選択可能な基準を規定している。

「標準処理」では、前述のように金融商品取引を行う際の経営者の意図を重視し、経営者の保有意図がその取引の実体を決定する主要因であるという立場から、金融商品を次の 3 つに分類している。<sup>11)</sup>

- ①満期（比較的短い期間のこともある）まで、または長期間保有するもの。
- ②ヘッジのために保有するもの。（予想される保有期間にかかわらず、金融リス

9) Ibit., para 27

10) Ibit., para 69

11) Ibit., para 83

クを軽減するために保有されているとき）

③ヘッジ以外の目的で、満期までまたは長期に保有する意図がないもの。

具体的には、営業債権・債務、投資有価証券、貸付金、借入金、社債等は①に分類され、先物、スワップ、オプション等といったデリバティブは②もしくは③に分類されることになる。そしてこの「標準処理」では、3分類された金融商品それぞれについて異なる会計処理方法を規定している。

標準測定基準において償却原価概念 (amortized cost) が導入されるのは、債券、貸付金、借入金等の貨幣性金融資産および金融負債で、①の満期まで、または長期間保有することを目的としたものについてである。この償却原価とは、将来の支払予定額を当初認識時に決定された実行利回りを反映するために、当初認識時の固有利率により割引いた現在価値のことである。さらに標準測定基準における3区分のうち、③ヘッジ以外の目的で、満期までまたは長期に保有する意図がないものに該当する金融資産または金融負債は公正価値で測定され、発生した損益はその期に損益計算上されるとし、ヘッジ目的以外で保有されるデリバティブについては公正価値（時価）会計が適用されるとしている。

他方、もう1つの測定基準である「認められる代替的測定」の下においても、当初認識後、金融資産および金融負債は各貸借対照表日に公正価値で再測定され報告されなければならないとされ、予定取引のヘッジとして会計処理されている場合を除外して、公正価値の変動による損益はその発生時に損益認識する<sup>12)</sup> というようにほぼ全面的な時価会計の導入を認めている。

### (5) 公開草案 E 48 におけるヘッジ会計

E 48 における6番目の特徴がヘッジ会計の導入ということである。これは前述の「標準処理」において3分類された金融商品のうち、②のヘッジ目的のために保有する金融資産および金融負債に適用される会計処理である。E 40 ではこの②の分類は、ヘッジ活動から生じる金融資産および金融負債と呼ばれており、先物、スワップ、オプション等といったデリバティブがこのヘッジ取引の主な対象になる金融商品である。一口で言えば、ヘッジ会計とは、価格変動リスクに曝されている特定のポジションのリスクを除去するか、または著しく減少させる目的で保有する金融資産または金融負債について行う、変則的な

12) Ibit., para 187

会計処理である。

E 48 ではヘッジ会計を適用するにあたって、次の全ての条件が満たされなければならないとしている。<sup>13)</sup>

- ①ヘッジされるポジションが明確に識別されており、かつ企業を価格変動による損失のリスクに曝していること。
- ②その金融商品がヘッジとして特定的に指定されていること。
- ③ヘッジとして指定されている金融商品の公正価値の変動とヘッジされているポジションの公正価値の反対方向への変動とが、高い相関関係を持つ可能性がかなり大きいこと。

E 48 では E 40 と比較して、ヘッジの判定をより適切に行うために、条件の②が追加される変更がなされている。ヘッジの条件に関するこれ以外の変更点としては、E 40 では価格変動の損失リスクの判定を連結企業ベースで行うとしていたが、E 48 では、それが困難な場合には、各企業の実状にあった個別企業ベースや事業部門ベースで行ってもよいとしていること<sup>14)</sup>、E 40 では IAS 21 「外国為替レート変動の影響」で取り扱われるとして適用範囲に含まれなかった外国為替取引のヘッジも E 48 では対象とされること<sup>15)</sup>、最後に、E 40 では契約上のコミットメントを有している場合にのみ、将来の予定取引はヘッジ条件を満たすとしていたが、E 48 では将来のポジションが実現する可能性がかなり高い場合にもヘッジ条件を満たすとしていること<sup>16)</sup> があげられる。

次に、条件を満たしヘッジ手段とみなされた金融商品の会計処理では、ヘッジ手段の公正価値変動による損益は、それに対応するヘッジ対象の公正価値変動による損益と同じ期に認識されなければならないとしている。すなわち、ヘッジ対象が満期または長期保有目的の金融商品である場合には、ヘッジ対象が償却原価（もしくは取得原価）で測定されていることから、それらが処分されて損益が認識されるまでヘッジ手段の損益も繰り延べるという繰延ヘッジ会計が適用されることになる。また将来の予定取引のヘッジの場合にも同様に、ヘッジ手段である金融商品の公正価値の変動はその期間の損益計算には含めず、ヘ

13) Ibit., para 133

14) Ibit., para 140

15) Ibit., para 3 及び para 133 の表題である Financial Assets and Financial Liabilities for Hedging Purposes に付いている脚注4)

16) Ibit., para 144-145

ッジされた将来ポジションの公正価値変動に対応するように繰り越されることになる。一方、ヘッジ対象がヘッジ以外の目的で、満期または長期保有する意図がない金融商品である場合には、それらは公正価値により測定されるため、ヘッジ手段も公正価値により測定することにより、両者の損益を同時期に認識し、相殺するという時価ヘッジ会計が取られることになる。<sup>17)</sup> つまり、ヘッジ対象の属性により、ヘッジ会計の方法も繰延ヘッジ会計か時価ヘッジ会計か、が選択適用されることになる。

最後に、ヘッジとして分類されていた金融商品がヘッジ会計の適用条件のうち1つでも満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を中止し、ヘッジ手段である金融商品を再分類しなければならない。さらにもし経営者が金融商品の保有目的を変更した場合にも、それに応じて金融商品の測定基準も変更し、その結果生じる損益は変更した期に計上しなければならないともしている。

#### 4. 画期的な内容のディスカッション・ペーパー

##### (1) 3つの大きな変更

E 48 に寄せられたさまざまな団体からの75通と、ほとんど同内容の CICA の再公開草案に対する83通の合計158通におよぶコメントを検討した結果、IASC は E 48 の中に認識と測定部分に関する論争を收拾することは困難であり、草案に若干の修正を加えて完成させることはできないという結論に至った。<sup>18)</sup> その結果、IASC では、各国会計基準設定主体の見解を考慮して、プロジェクトを2段階に分割し、この第1段階の成果として E 48 のうち開示と表示に関する部分について分離して基準書として公表することとなった。これが

17) *Ibit.*, para 150-156

18) この間における IASC での検討経過については、以下の報告に詳しい。

加藤 厚「IASC 金融商品起草委員会報告—アムステルダム会議—」JICPA ジャーナル No. 474, 1995年1月

———「IASC 金融商品起草委員会報告—トロント会議—」JICPA ジャーナル No. 477, 1995年4月

西川 郁生「IASC 理事会報告—ブダペスト会議—」JICPA ジャーナル No. 474, 1995年1月

———「IASC 理事会報告—デュッセルドルフ会議—」JICPA ジャーナル No. 479, 1995年6月

1995年6月に公表されたIAS 32「金融商品——開示および表示——」<sup>19)</sup>である。また第2段階としては1995年10月以来、金融商品の認識と測定問題を中心に議論が行われ、1997年3月に「金融資産および金融負債の会計処理」と題するディスカッション・ペーパーが公表されることになる。<sup>20)</sup>

このディスカッション・ペーパーではE48と比べて、

- ①公正価値が継続的に信頼性を持って決定されない場合を除き、全ての金融商品は公正価値によって測定されなければならない。
- ②認識の停止基準として支配概念および「財務構成要素アプローチ」を導入する。
- ③将来の予定取引のヘッジの場合を除き、ヘッジ損益は貸借対照表を通じて繰り延べるのではなく、発生時に損益計算書に計上する。

という3つの点で大きな変更が行なわれている。

## (2) 公正価値評価の全面適用

まず第1の変更点であるが、ディスカッション・ペーパーでは特定の予定取引を除き、金融商品は原則として公正価値で測定するという全面公正価値評価が提案されている。<sup>21)</sup> 当初認識では、企業が金融資産および金融負債に関する契約の当事者となった時点でその対価の公正価値で認識することを求めている。これにより金融資産および金融負債は原則としてオフバランスとはならないことになる。

また当初認識以後の公正価値の変動は、原則として損益計算書で認識することとしている。<sup>22)</sup> これはE48では標準処理として、長期または満期保有目的の金融商品は取得原価による測定、ヘッジ目的の金融商品はヘッジ対象と同じ測定基準による測定、それ以外の金融商品は公正価値による測定という3つの異なる測定基準を採用するというように、経営者の意図により同じ金融商品でも会計処理が区別されることに対して多くの批判が寄せられたためである。

---

19) IASC, IAS 32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, IASC, June 1995

20) IASC, Discussion Paper, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, IASC, March 1997

21) Ibid., Chapter 5 para 3.1

22) Ibid., Chapter 6 para 5.1

### （3）支配概念と財務構成要素アプローチ

第2の変更点は金融資産および金融負債の認識の中止に関するものである。E 48では実質的にほとんど全てのリスクと経済的価値が移転して初めて認識の中止を認めるという「リスクと経済的価値」アプローチが採用されていたわけであるが、このアプローチでは資産または負債に含まれる金融リスクと便益をその構成要素に分解し、異なる当事者に切り分けるためにデリバティブを用いるという債権証券化の動きに会計として適切に対応できないという理由から、認識の中止では新しく支配概念と財務構成要素アプローチが導入された。

ここではまず金融資産を構成する契約上の権利に対する支配が譲渡人から相手側に移転したかどうかが問題にされる。企業が金融資産の支配を放棄したならば、その金融資産は売却として扱われ、金融資産を譲渡した結果、もし企業に留保する便益または義務があれば、それを別個の金融資産または負債として計上する処理が取られる。<sup>23)</sup> これが財務構成要素アプローチと呼ばれるものである。また金融負債に関しても、第一義的な責任が第三者に移転したときにオフバランス化されることが提案されており、実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化は認められないとしている。

### （4）繰延ヘッジ会計の否定

第3の変更点は、ヘッジ会計に関する問題であり、従来から一般に行われてきた繰延ヘッジ会計の採用が否定されたということである。ここでは全ての金融商品に対して公正価値評価が適用され、公正価値の変動による損益は直ちに損益計算書に計上されるため、ヘッジ対象、ヘッジ手段それぞれに係る損益は相殺され、ヘッジ会計のような特別な会計処理の必要性は著しく減少される。しかし貸借対照表上での認識基準を満たさない取引に対して行われた企業のヘッジ取引の効果を適切に反映させるには、ヘッジ会計の適用が必要になってくる。このことからディスカッション・ペーパーでは、将来の予定取引のヘッジ、未認識の非金融契約のヘッジ、取得原価で測定されている資産・負債のヘッジ、在外事業体への純投資に対する為替ヘッジの場合には、ヘッジ会計の適用を認めている。<sup>24)</sup>

---

23) Ibit., Chapter 3 para 4.1

24) Ibit., Chapter 7 para 3.7

しかしここでは従来から利用してきたヘッジ手段の公正価値の変動から生じる損益を貸借対照表上で繰り延べるという繰延ヘッジ会計の採用は否定されている。これは繰り延べられる損益が、資産および負債の要件を満たさないという理論的な理由からである。ディスカッション・ペーパーでは、上述のような予定取引等のヘッジとして指定された金融資産および金融負債の損益について、

- ①取得または発生後、公正価値で測定されるであろう金融資産または金融負債を生じるような予定取引に対して指定されたヘッジの損益は、それらが生じた時点で直ちに損益計算書に認識すべきであり<sup>25)</sup>、
- ②取得または発生後、特定の要件を満たすその他の予定取引のヘッジとして指定した金融資産、負債の損益は、「注記で適切な開示を行うとともに損益計算書で表示する」か「その他の包括利益の中で表示する」とし、「その他の包括利益の中で表示する」場合には、ヘッジ対象の取引が損益計算書に反映されるときに、この損益をその他の包括利益から損益計算書に振り替え、ヘッジ効果を反映させる。<sup>26)</sup>

というように、2つの場合に分けて処理することを提案している。

以上、IASB 金融商品プロジェクトが行ってきた検討結果の変遷を、E 40, E 48、ディスカッション・ペーパーを通じてみてきたわけあるが、この間のデリバティブ市場の発展は多くの金融商品に対して公正価値評価を可能にし、その結果として金融商品の会計についての考え方も取得原価による測定から公正価値測定を前提としたものに大きく変化してきたといえる。しかも、初期には経営者の意思決定を重視し、それをいかに忠実に経済的実態として会計数値に反映させるかという立場から会計処理が検討されていたが、検討が進むにつれて経営者の行う意思決定そのものよりも、その意思決定を一度市場というフィルターを通して客観的に評価するようになってきた。経営者目線の評価から市場目線の評価への移行ということである。このように評価視点が市場目線に移行することは、評価が客観化され財務諸表の比較可能性が一段と増すことになるのではあるが、反面では市場の短期的な変動の影響を財務諸表がまとまに受けてしまう結果にもなる。金融商品の会計基準が最終的に着地するのは、こ

---

25) Ibit., Chapter 7 para 4.15

26) Ibit., Chapter 7 para 4.36-4.46

のディスカッション・ペーパーの提案している公正価値評価ということであろうが、そこに一直線に行き着くわけではなく、振り戻しを経ながら漸進的に向かうことになる。

## 5. 本格基準と暫定基準：2つのプロジェクト

### （1）ディスカッション・ペーパーからの方針転換

1997年9月8日、IASC事務局は、金融商品の認識と測定プロジェクトに関する重大な方針転換を、同年10月30日から行われるIASC理事会パリ会議において提案するという記者発表を行った。画期的内容であるディスカッション・ペーパーに対する振り戻しが起こったわけである。この方針転換の内容とは、①金融商品に関するアメリカ基準（デリバティブに関する将来の基準を含む。）を中心的措置として採用すること、②調和のとれた国際基準について合意に達成するために、FASBを含めた国内基準設定機関とともに作業を行うこと、の2点である。<sup>27)</sup> 本格的基準の作成は、FASBを含めた各国の会計基準設定主体の参加を求めて新たに設置する起草委員会に任せ、その間の暫定的措置としてFASBの金融商品に関する会計基準を採用するという提案である。

IASC事務局がこのような結論に至った背景には、金融商品の全面的公正価値評価を求めて同年3月に公表された前述のディスカッション・ペーパーに対する各国からのコメントが、その内容にかなり大きな修正を求めるものであり、短期間のうちにこれらのコメントに対応することは困難と判断されたため、さらにこのような事態の下で、IASCがIOSCOと合意に達していた98年4月までにコア・スタンダードを完成させるという目標を達成するためには、時間との関係から既に金融商品の認識と測定に関する会計基準として公表されているFASBの会計基準を国際会計基準として受け入れるしか方法がないと判断されたためである。

IASC事務局が指摘するディスカッション・ペーパーに対して大きな修正を求めるコメントとは、当初認識後、全ての金融資産及び金融負債を公正価値で評価するというディスカッション・ペーパーの根幹に関わる問題である。1997

27) 西川 郁生・山田 辰己「IASC理事会報告—パリ会議—」JICPAジャーナル No. 510, 1998年1月

## デリバティブとヘッジの会計

年9月に行われた金融商品起草委員会トロント会議では、この問題に関しては、コメント総数154通中、賛成30通、反対104通、コメントなし20通、という結果であったとし、作成者側のかなりの回答が反対であったことが報告されている。<sup>28)</sup> なお、賛成と回答した主な団体としては、FASB スタッフ、AICPA、世界銀行、英国勅許公認会計士協会、日本公認会計士協会の名が挙げられている。さらにこの公正価値測定に反対する理由としても、①金融商品を保有する目的や保有期間にに関する経営者の意図と整合していない、②企業経営は公正価値に基づいて運営されていない、③公正価値は一般社会では理解されない、④公正価値は十分に信頼できない、⑤非金融資産に適用される取得原価主義会計とミスマッチを起こす、⑥当期の業績結果に不必要かつ混乱を招くボラティリティを生じさせる、等と目新しいものはなかったと報告されている。

### (2) 長期と短期の2つのプロジェクト

このような提案を受け、IASC 理事会パリ会議では次のように金融商品プロジェクトを2つに分けて進行することが決定された。まず第1が長期的なプロジェクトとして位置づけられた新しい起草委員会の設置である。この起草委員会は、各国の会計基準設定主体との共同作業により、2000年7月での国際的に調和化された会計基準の完成を目指すものであり、ここでは、ディスカッション・ペーパーで提案された全ての金融資産及び金融負債を公正価値で測定し、その変動を損益計算書で認識するという会計処理を基本とした会計基準の設定が検討されることとなった。そして第2が、そのような会計基準が設定されるまでの中間段階として、暫定的な国際会計基準を作成するための短期的なプロジェクトである。

IASC 理事会としては、最終的には金融商品に対して全面的な公正価値評価が行われるべきものと考えているが、コア・スタンダード完成までの時間的制約を考慮した上で、現実的妥協として経営者の意図に基づいた会計処理を容認する暫定基準を作成することに決定したわけである。ここでは金融商品に係る米国基準の主要部分を基礎とし、1994年1月公表の E 48 で示された考え方を加えた上で、他の国際会計基準との矛盾を解消した会計基準を設定することが

---

28) 坂本 道美「IASC 金融商品起草委員会—トロント会議報告—」JICPA ジャーナル  
No. 509, 1997年12月

決定された。このように IASC 理事会パリ会議では、異なるスタイルの文献の一部を統合することの困難さ及び IASC のデュープロセスを尊重する必要性から、前述の事務局提案のうち FASB の金融商品に関する会計基準をそのまま暫定的措置として採用するという部分は、承認されなかつたわけである。

### （3）暫定基準としての公開草案 E 62

1997年10月の IASC 理事会パリ会議において承認された金融商品の認識と測定に関する2つのプロジェクトのうち、暫定基準を作成するという短期プロジェクトの成果として1998年6月に公表されたのが、公開草案 E 62「金融商品：認識と測定」である。<sup>29)</sup> E 62 の特徴は、前述の審議経過からも分かるように、「経営者の意図」に基づく会計処理を許容している点にある。以下、後述するヘッジ会計を除く部分について、E 62 の要点をみていく。

E 62 が適用される企業は、公開企業であり、また適用対象となる金融商品は、子会社・関連会社・ジョイント・ベンチャーへの投資、オペレーション・リース契約により発生する権利・義務、保険契約により発生する権利・義務、ストック・オプションにより生ずる雇用主にとっての資産および負債、自社発行株式、金融保証契約等を除く、すべての金融商品である。なお金融商品、金融資産、および金融負債の定義については、IAS 32 で規定されていると同じ定義が使用されており、金融商品とは、一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債又は持分金融商品を同時に生じさせるあらゆる契約をいうとしている。さらに金融資産とは、現金、他企業から現金または他の金融資産を受け取ることのできる契約上の権利、金融商品を潜在的に有利な条件で他企業と交換する契約上の権利、および他企業の持分金融商品であり、金融負債とは、他企業に現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務、金融商品を潜在的に不利な条件で他企業と交換する契約上の義務であるとしている。ただし、自己使用目的等を除き、企業が現金や金融商品で決済可能な現物商品先物契約は、金融商品に含まれるとしている。結果として現金、有価証券、自社発行社債、貸付金・借入金等の金銭債権・債務、デリバティブ等の金融資産および金融負債が適用対象となっているといえる。

---

29) IASC, E 62, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, IASC, June 1998

## デリバティブとヘッジの会計

### (4) E 62 における当初認識と認識の中止<sup>30)</sup>

金融商品の当初認識については、金融商品を含む契約の当事者となった時点で、企業は金融資産および金融負債を貸借対照表上で認識しなければならないとし、従来オフバランスであったデリバティブも今後はオンバランスされることとなった。そしてこれら金融資産および金融負債は原価、すなわち、資産の場合は支払われた対価の公正価値で、負債の場合は受け取った対価の公正価値で測定されるとしている。先渡取引、先物取引、スワップ取引等の場合は、約定時点での権利・義務の公正価値が等しく、ネットの公正価値はゼロとなるため、約定時には貸借対照表に表示されないが、オプション取引の場合には、約定時にプレミアムの公正価値が、資産または負債として計上されることになる。またこれらに関連する取引コストは、金融商品の保有目的により異なった取扱が規定されており、満期保有目的の場合には当初測定に含まれるが、取得後に公正価値での再測定が求められる金融商品の場合には当初測定から除外される扱いとなっている。

次に認識の中止についてみると、金融資産の場合には、契約で規定された便益に対する権利の実現時および権利の消滅時、または金融資産を構成する契約上の権利に対する支配の放棄又は喪失時に貸借対照表から除去するとしている。そして他の契約当事者に譲渡された金融資産の簿価と受取った代価又は債権額の差額は当期損益に計上されるとしている。また譲渡による認識の中止については、支配の喪失が前提条件とされており、この支配の喪失については厳格な要件が課されている。譲渡により一部の金融資産又は金融負債が留保される場合には、金融資産の簿価は、譲渡日の公正価値比率で譲渡部分と残留部分とに按分されることになる。また譲渡にあたり新たな金融資産又は金融負債が生じる場合には、財務構成要素アプローチが採用され、新たな金融資産又は金融負債は公正価値で測定することが要求されている。金融負債の場合の認識の中止については、契約上の義務の免除・取り消し・終了といった金融負債の消滅時、金融負債に対する主たる責任の第三者への移転時に貸借対照表から除外されるとしている。また譲渡した金融負債の簿価と支払った代価との差額は損益計算書に含められる。なお、「実質的ディフィーザンス」はオフバランス化できないともしている。

---

30) Ibit., para 22-43

### （5）E 62 における当初認識以降の測定

当初認識以降の測定では、金融資産、金融負債のそれぞれについて、「経営者の保有意図」を基礎とした評価方法が規定されているが、原則として金融資産は公正価値で、金融負債は償却原価法で測定されることとなっている。

まず金融資産についてみると、資産たるデリバティブを含む金融資産は取引コストを含まない公正価値で再測定しなければならないとし、原則として公正価値での測定をうたっている。ただし例外として、①満期保有投資、②信頼ある公正価値の測定が不可能な金融資産、の場合には償却原価で測定しなければならないとし、E 48 同様に経営者の意図を反映した会計処理となっている。<sup>31)</sup>

ここで満期保有投資とは、決済金額が固定または確定可能であり、しかも満期が固定されている金融資産のことであり、企業がそれを満期まで保有する明確な意図と能力を持つものと規定されている。また満期保有投資である条件も同時に規定されており、「所有期間を限定していない場合」、「市場金利や市場リスクの変動、資金需要、代替的投資の利用可能性や利回りの変動、資金調達手段及び条件の変更、為替リスクの変動、等に応じて売却する可能性がある場合」、「発行体がその金融資産を償却原価より著しく低い価格で償還する権利を有する場合」、そして「以前に重要ではないといえない金額を満期日前に売却または移転していた場合」には、満期保有投資には該当しないとしている。<sup>32)</sup>これにより社債等の負債証券、貸付金、売掛金等は満期保有投資に含まれるが、普通株式はこれに含まれないこととなる。なお②の「信頼ある公正価値の測定が不可能な金融資産」の場合、確定した満期のあるものは償却原価法で評価し、確定した満期のないものは原価法で評価するとしている。金融負債の場合にも保有意図に基づき、金融資産同様に2つに分けて測定が行われる。トレーディング目的で保有している負債および負債たるデリバティブ契約を除くすべての金融負債は償却原価で測定し、トレーディング目的で保有している金融負債および負債たるデリバティブ契約は公正価値で測定すると規定されている。<sup>33)</sup>

次に公正価値測定が要求される金融資産および金融負債について、その公正価値の変動に伴って発生する損益の会計処理をみると、①トレーディング目的

---

31) Ibit., para 46

32) Ibit., para 51

33) Ibit., para 59

で保有している金融資産及び金融負債に係る利得または損失は、発生した会計期間の純損益に含めなければならないとし、②トレーディング目的以外で保有されている金融資産に係る利得または損失は、以下のいずれかの方法により処理しなければならないとして2つの方法からの選択適用を認めている。この方法とは、

- (i) 発生した会計期間の純損益に含める。
- (ii) 株主持分変動計算書を通じて直接に資本の部で認識し、金融資産が売却、回収、処分、または減損の評価減が行われた場合に、その会計期間の純損益に含める。

の2つである。<sup>34)</sup> この場合、(ii)の方法を選択することにより、企業は公正価値変動が損益計算書に影響を与えることを回避することができるようになる。今回このように理事会が理念とは異なり代替的選択を認める姿勢を示したのは、現状では困難でも、長期的には公正価値変動は企業の業績測定の一貫として損益計算書に反映させる必要があるということの意志表示といえる。しかし現状では、トレーディング目的以外で保有している金融資産から生じる損益は、すべて資本の部で報告される方向であり、公正価値変動をすべて損益計算書で認識するという方向ではないようである。

以上のような結果、デリバティブについてはヘッジ手段として指定されているものを除いてすべてトレーディング目的の金融商品と見なされることになり、当初認識後も公正価値で再測定されることになる。そしてその評価損益は発生時に損益計算書上の当期損益に含められることとなる。ただし、ヘッジ目的のものには後述するヘッジ会計が適用され、また他の契約に組み込まれたデリバティブは、その経済的特徴やリスクが基となる契約のそれと近い関連がないとき、基となる契約と区分し、デリバティブとして会計処理されるともしている。

## 6. E 62 におけるヘッジ会計

### (1) 3つのヘッジ関係

E 62 では、ある一定の要件を満たしたヘッジ関係についてはヘッジ会計の適用を認めている。ここでは会計目的上のヘッジを、1つまたは複数のヘッジ

---

34) Ibit., para 68

手段を、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動のすべて又は一部を相殺するものとして指定することであるとし、ヘッジ関係にはリスクに曝されている資産又は負債の公正価値変動をヘッジする公正価値ヘッジのみならず、将来の予定取引等のキャッシュ・フローの変動をヘッジするキャッシュ・フローヘッジ、在外事業体への純投資のヘッジの3つのタイプがあるとしている。<sup>35)</sup> そしてそれぞれのヘッジ関係毎に会計処理の方法を規定している。

E 62 が規定するヘッジ関係とは、

①公正価値ヘッジ

貸借対照表上に認識されている資産又は負債、またはそのような資産又は負債の特定部分の公正価値の変動で特定のリスクに帰属するエクスポージャーに対して、デリバティブまたはその他の金融商品を用いて行うヘッジ。

②キャッシュ・フロー・ヘッジ

貸借対照表上に認識されている資産又は負債に関連する特定のリスクから発生する将来のキャッシュ・フローの変動（例えば、変動利付負債の将来の金利支払額の全体又は一部分）、または予定取引（例えば、将来見込まれる購入又は販売取引）による将来キャッシュ・フローの変動に対するエクspoージャーに対して、デリバティブまたはその他の金融商品を用いて行うヘッジ。ある資産を一定の価格で購入するという貸借対照表上で認識されていない確定約定のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジである。

③在外事業体への純投資のヘッジ

IAS 第21号「外国為替相場の変動の影響」において定義されているデリバティブまたはその他の金融商品を用いるヘッジ。の3タイプである。

(2) 適格ヘッジ会計のための条件<sup>36)</sup>

ここでは上記の3つのヘッジ関係に対して、次の5つの条件すべてが満たされた場合に、またそのような場合にのみ、ヘッジ会計という特別な会計処理が適用できるとしている。ヘッジ会計の適用が適格となる5つの条件とは、以下のようである。

---

35) Ibit., para 84-85

36) Ibit., para 86

- ①ヘッジの開始時点において、ヘッジ関係、企業のリスク管理目的及びヘッジを行う戦略に関する正式文書が存在すること。
- ②ヘッジが、当初に文書化されたリスク管理戦略と首尾一貫し、ヘッジ対象のリスクから発生する公正価値またはキャッシュ・フローの変動を非常に有効に相殺すると予測されること。
- ③キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジの対象である予定取引が発生の可能性の高い取引であり、報告利益に影響を与えるキャッシュ・フローの変動をもたらすであろう価格リスクに対するエクスポージャーを表示すること。
- ④ヘッジの有効性が信頼を持って測定できること、すなわち、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローとヘッジ手段の公正価値が、信頼を持って測定できること。
- ⑤財務報告の対象となっている期間を通じて、ヘッジが実際に有効であったと認められること。

このようにヘッジ会計の適用が適格と認められるか否かに関しては、当初の文書化された企業のリスク管理方針の役割が大きな比重を占めており、具体的には、ヘッジ手段の特定、ヘッジ対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジの有効性の評価方法が記載されなければならないとしている。

ヘッジ会計の適格条件を満たした3つのヘッジ関係に対しては、それぞれに異なったヘッジ会計処理が行われることになる。公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、在外事業体への純投資のヘッジのそれぞれの場合についてについてみていく。

### (3) 公正価値ヘッジの会計処理<sup>37)</sup>

公正価値ヘッジに係る損益の会計処理では、まずヘッジ手段を公正価値で再測定し、この公正価値変動による損益が損益計算書の当期損益として認識される。またこれにあわせて、ヘッジ対象の公正価値変動による損益のうち、ヘッジされたリスクに起因する部分だけが損益計算書の当期損益として認識され、その計上額だけヘッジ対象の簿価修正が行われるというものである。そしてヘッジ手段が失効、売却、消滅又は行使された場合、または上記のヘッジ会計の

37) Ibid., para 90-91

適格条件が満たされなくなった場合には、この公正価値ヘッジの会計処理を中止しなければならないとしている。なお、ヘッジ手段を他のヘッジ手段に置き換えたり、ロールオーバーすることは、このことが企業の文書化されたヘッジ戦略の一部となっている場合には、失効又は消滅とはみなされないとし、ヘッジ手段のロールオーバーが認められている。

#### （4） キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理

キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段については1つの共通な会計処理方法が提案されているが、ヘッジ対象については、ヘッジ対象である資産又は負債を発生させる将来の予定取引が実際に起こった場合に、ヘッジ手段に生じていた損益をどのように取り扱うかで、A案、B案という2つの代替的な会計処理方法が提示され、最終基準としてどちらの案を支持するかというコメントが求められている。

まずヘッジ手段については、ヘッジ手段の公正価値変動による損益のうちヘッジとして有効な部分については、株主持分変動計算書を通じて貸借対照表の資本の部に直接計上するとしている。そして有効と認められない部分については、当初認識以後の測定でみたように、損益計算書で認識されるか、又は株主持分変動計算書を通じて直接に資本の部で認識されるとしている。

次にヘッジ対象についてであるが、A案とは「ベース・アジャストメント」と呼ばれる簿価修正に基づく考え方である。ここではヘッジされた予定取引が資産又は負債の認識をもたらす場合に、実際にその資産又は負債が認識された時点で、直接に資本の部において認識されていたヘッジ手段の関連損益を資本の部から取り除き、資産又は負債の取得原価、またはその他の簿価の当初測定に算入させ、簿価修正を行うというものである。<sup>38)</sup> それ以降のヘッジ手段に係る損益については、その資産又は負債が純損益に影響を与えるのと同一の会計期間、例えば、減価償却費、受取利息又は支払利息、または売上原価が認識される会計期間、の純損益に含められるとしている。またこれ以外の全てのキャッシュ・フロー・ヘッジでは、直接資本の部で認識されているヘッジ手段の損益は、ヘッジされた予定取引が純損益に影響を与えると同一の会計期間の純損益に含めて相殺処理をするとしている。

---

38) Ibit., para A 94

## デリバティブとヘッジの会計

次にB案での会計処理についてみると、ここでは実際に予定取引が起こった場合でも、直接資本の部で認識されているヘッジ手段の損益は取り崩されずにそのまま資本の部で保持されるとしている。そしてこのヘッジ手段に係る損益は、ヘッジされた予定取引が純損益に影響するのと同一の会計期間、例えば、予定売上が実際に起こったとき、または、減価償却費、受取利息又は支払利息、または売上原価が認識される会計期間、の純損益に含めて相殺処理をするとしている。<sup>39)</sup> このようにみてくると、キャッシュ・フロー・ヘッジの基本的な会計処理を示しているのはB案の方であり、A案は資産の購入契約等の予定取引の場合については区別して、特別の取扱いを定めているものといえる。なお、損益計算書に与える影響は、A案、B案のいずれを採用しても同じであり、両者の違いは貸借対照表上のヘッジ対象の簿価の相違として現れることになる。

最後に、ヘッジ手段が失効、売却、消滅又は行使された場合、または上記のヘッジ会計の適格条件が満たされなくなった場合、予定取引がもはや発生しないと予測される場合には、このキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理を中止しなければならないとしている。ヘッジ手段が失効、売却、消滅又は行使された場合、または上記のヘッジ会計の適格条件が満たされなくなった場合には、ヘッジが有効であった時に資本の部に計上されていたヘッジ手段に係る損益（累積額）は、予定取引が発生するまで資本の部に区分計上され続けなければならない、また予定取引がもはや発生しないと予測される場合には、ヘッジ手段に係る損益（累積額）は、その会計期間の純損益に計上するとしている。なお、ヘッジ手段を他のヘッジ手段に置き換えたり、ロールオーバーすることについては公正価値ヘッジと同様の取扱いが認められている。

### (5) 在外事業体への純投資のヘッジの会計処理

在外事業体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理するとされている。そしてヘッジ手段であるデリバティブの損益は為替換算調整勘定の修正処理として扱われる。<sup>40)</sup>

---

39) Ibit., para B 94

40) Ibit., para 97

図-2 E 62 から IAS 39 への主な変更点

変更項目	E 62	IAS 39
1. 適用対象企業	公開企業	全ての企業
2. 金融資産の区分及び測定基準	3 区分 ①満期保有及び公正価値が信頼を持って測定できない金融資産 ……償却原価で測定 ②トレーディング目的で保有される金融資産 ……公正価値で測定 ③上記以外の金融資産 ……公正価値で測定	4 区分 ①満期保有及び公正価値が信頼を持って測定できない金融資産 ……償却原価で測定 ②自らが作り出した貸付金及び債権（トレーディング目的で保有されるものを除く） ……償却原価で測定 ③トレーディング目的で保有される金融資産 ……公正価値で測定 ④上記以外の金融資産 ……公正価値で測定
3. ヘッジ手段として非デリバティブの使用	為替リスクのヘッジ以外でも認める	為替リスクのヘッジに限定
4. 予定取引のヘッジ	2つの代替的会計処理方法 ①ベース・アジャストメント ②純損益における相殺処理	ベース・アジャストメント

## 7. 正式基準書としての IAS 第39号と日米の会計基準

### (1) E 62 から IAS 39 「金融商品：認識と測定」への変更点

IASC 理事会は、1998年12月の理事会フランクフルト会議において、公開草案 E 62 に寄せられたコメントを考慮して若干の変更を行い、これを IAS 39 「金融商品：認識と測定」として正式に基準化することを承認した。<sup>41)</sup> IAS 39

41) 投票結果としては、賛成12、反対1（オーストラリア）、棄権3（アメリカ、英国、フランス）という報告がなされている。

山崎 彰三・山田 辰己「IASC 理事会報告—フランクフルト会議—」JICPA ジャーナル No. 523, 1999年2月

IASC, IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, IASC, Dec. 1998

なお、IAS 39 の概要を解説したものとしては以下の文献がある。

山田 辰己「IAS 第39号『金融商品：認識及び測定』の概要」企業会計51巻6号, 1999年6月

## デリバティブとヘッジの会計

では E 62 と同様に、企業は金融商品を含む契約の当事者となった時点で金融資産又は金融負債を貸借対照表上に認識しなければならないとされ、デリバティブ等従来オフバランスであったものも、今後契約時点でオンバランスされることが正式に決定された。

E 62 からの主な変更点をデリバティブとヘッジ会計に関わる部分を中心にみていくと、①適用対象企業の範囲、②金融資産の区分、③ヘッジ手段としての非デリバティブの使用、④予定取引のヘッジにおけるベース・アジャストメントの採用、の 4 点が挙げられる。(図-2)

今回承認された IAS 39 は、2001年 1月 1日から適用されることになるわけであるが、第 1 の変更点は基準の適用対象企業の範囲についてである。E 62 では公開企業のみが基準の適用対象とされていたのに対して、IAS 39 では通常の IAS と同様にすべての企業を基準の適用対象としている。

次に金融資産の区分についてであるが、E 62 では原則として金融資産は公正価値で、金融負債は償却原価で測定され、例外として、金融資産のうち①満期保有投資、②信頼ある公正価値の測定が不可能な金融資産、の場合には償却原価で測定しなければならないとしていた。E 48 同様に経営者の保有意図を反映した会計処理である。IAS 39 でもこの基本姿勢は変わっていない。変更となったのは、従来は①の満期保有投資の金融資産という区分に含まれていた「自らが作り出した貸付金及び債権（トレーディング目的で保有されるものを除く）」を新しく独立した 1 つの金融資産の区分とし、これらについては償却原価で測定するとした点である。これは従来の区分では証券化等により満期以前に一部の貸付金等の認識の中止を行うと、満期保有の意図が否定されてしまうため、それ以外の残った貸付金等は満期保有投資とは認められず、すべて公正価値評価されてしまうという不都合から生じた変更である。そこで「自らが作り出した貸付金及び債権」については、証券化による一部の認識の中止の有無に関わらず、当初から償却原価による測定を認めることとなったのである。これにより満期保有目的の金融資産は主に負債証券により構成されることなり、満期保有の意図も E 62 で提案されたカテゴリー毎での判定ではなく、満期保有金融資産全体で判断され、満期保有と認めるための条件も緩和されることとなった。

第 3 の変更点はヘッジ手段としての非デリバティブの使用であるが、E 62

では為替リスクのヘッジ以外でもヘッジ手段としての非デリバティブの使用を認めていた。しかし IAS 39 ではヘッジ手段としての非デリバティブの使用は為替リスクのヘッジに制限されることとなった。これは実態調査を行った結果、実務の多くでは非デリバティブは主として為替リスクのヘッジに用いられており、使用を限定してもほとんど問題はなく、それよりも非デリバティブをヘッジ手段として認めるとかえって恣意性の入る可能性が高くなるという理由からである。

最後が、E 62 でコメントを求めていた予定取引のヘッジ会計処理が決定されたということである。E 62 では予定取引のヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジと位置づけ、特にその予定取引が実際に発生し、資産又は負債として認識する場合（資産の購入契約等）に、ヘッジ手段に生じていた損益をどのように取り扱うかで 2 つの代替的会計処理方法が示され、コメントが求められていた。この問題について IAS 39 では、ヘッジ手段に係る損益を資本の部から振替え、当該資産又は負債の当初認識の際に取得原価に反映させる（簿価修正に基本を置く）というベース・アジャストメントの考え方が採用されることとなった。

## （2） FASB 基準書第133号 (SFAS 133) におけるヘッジ会計

IASC が E 68 を公表したと同時に FASB が公表したのが基準書第133号「デリバティブとヘッジの会計」である。<sup>42)</sup> この基準書はデリバティブの認識と測定、ヘッジ会計の取り扱いに関してその後公開された IAS 39 及びわが国の会計基準に大きな影響を及ぼしている。基準書は、①デリバティブは、資産又は負債の定義を満たす権利又は義務であるため、貸借対照表上に計上すべきである、②公正価値は金融商品の最も適切な評価基準であり、デリバティブにとって唯一の適切な評価基準である、③資産又は負債の項目のみが貸借対照表に計上されるべきである、④ヘッジとして適格であると認められた項目についてのみヘッジ会計が認められるべきである、という 4 つの基本的考え方の上に成立している。<sup>43)</sup> ①、②により全てのデリバティブは公正価値で測定され、貸借対照表上に資産又は負債として計上されることが求められるわけであるが、

42) FASB, SFAS No. 133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, FASB, June 1998

43) *Ibit.*, para 3

## デリバティブとヘッジの会計

このデリバティブの認識と測定については IAS 39 及び後述するわが国の会計基準でも同じ取り扱いである。基本的考え方の③、④はヘッジ会計の適用に関するものであり、これによりヘッジ会計の適用が認められるものの、特に③によりデリバティブに係る損益を貸借対照表上で資産又は負債として繰り延べるという従来から行われてきた繰延ヘッジ会計の会計処理が適用できなくなった。

基準書では企業の行うヘッジ活動をその内容により公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、外国為替のヘッジの3つに分け、各々についてのヘッジ会計の適格要件とその処理方法を規定している。このヘッジ活動を3分類してとらえる考え方は、1996年6月公表の公開草案「デリバティブ及び類似金融商品とヘッジ活動に関する会計」以来のものであり、これ以降、E 68 でも、IAS 39 でも同様の考え方が取られている。

FASB 基準書での公正価値ヘッジとは、ヘッジ対象である資産、負債あるいは未履行の確定約定の価格変動に対して行うヘッジのことであり、ヘッジ手段であるデリバティブに生じる損益を当期利益に反映させると同時に、ヘッジ対象もヘッジの範囲内で公正価値評価を行い、ヘッジされているリスクから発生する損益をヘッジ対象の帳簿価格を修正することにより当期利益に反映させ、双方の損益を相殺させる方法のことである。このように会計処理方法としては IAS 39 との違いはないが、相違しているのは未履行の確定約定の取り扱いに関する問題である。この未履行の確定約定に関するヘッジは、IAS 39 ではキャッシュ・フロー・ヘッジとして分類されているが、この FASB 基準書では公正価値ヘッジに分類されている。確定約定に関して FASB では価格の確定性という点から法的に契約価格が決定されていない予定取引とは区別して会計処理を考えるべきであり、通常は資産又は負債として認識されないがそれに準ずるものとして会計処理すべきであるという立場をとっている。一方、IASC では確定約定に係る資産または負債の間でヘッジの有無により認識時点の例外を作らないという理由からキャッシュ・フロー・ヘッジと判定しているわけである。

次にキャッシュ・フロー・ヘッジであるが、これは将来に期待されるキャッシュ・フローの変動リスクに対するヘッジのことであり、既存の資産又は負債および予定取引がヘッジ対象となる。IAS 39 ではヘッジ手段から生じた損益のうちヘッジが有効な部分については、株主持分変動計算書を通じて直接貸借

対照表の資本の部で認識されるわけであるが、ここではこれが包括利益計算書の一項目であるその他の包括利益に累積される。そして実際にヘッジ対象の取引が発生した会計年度にこれを損益計算書に振り替えることにより、双方の損益を相殺させるという処理方法がとられている。

外国為替ヘッジとは、外国為替の変動リスクに対して行うヘッジと定義され、公正価値のヘッジ、キャッシュ・フローのヘッジ、海外純投資のヘッジに3分類される。外国為替における公正価値ヘッジでは、未履行の確定約定と基準書第115号に基づく売却可能有価証券がヘッジ対象となり、外国為替におけるキャッシュ・フロー・ヘッジでは、連結子会社との取引も含めて外国通貨による予定取引がヘッジ対象となるが、会計処理方法はそれぞれ前述の公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様である。海外純投資のヘッジでは、ヘッジ手段から生じる損益のうちヘッジが効果的である部分は、その他の包括利益として認識し、基準書第52号に基づいて算出された為替換算調整勘定を相殺することにより包括利益に影響を及ぼさないような処理がなされる。

### （3）わが国会計基準におけるヘッジ会計

わが国においては、1999年1月に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、この意見書においてデリバティブやヘッジ会計を含めた金融商品の会計処理が一応の完成をみた。わが国における金融商品の会計基準設定の経緯を振り返ると、それは1990年5月の「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」の公表に始まると考えられる。そこでは、先物取引、オプション取引、および市場性のある有価証券に係る時価情報の開示基準が整備されたが、会計処理基準の設定までには至らなかった。その後1996年7月から、同審議会金融商品部会において金融商品に係る会計基準についての本格的な検討が開始され、1997年6月には「金融商品に係る会計処理基準の論点整理について」が、そして翌1998年6月には公開草案としての「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公開される運びとなり、各界から広く意見が求められた。これらの寄せられた意見を検討した結果としてまとめられたのが、今回公表となった「意見書」である。

この「意見書」では、金融商品に関しては、原則として、この「意見書」が企業会計原則に対して優先適用されることがその前文で明記されている。つま

## デリバティブとヘッジの会計

り、これまで資産の評価基準は企業会計原則に定められてはいるが、金融商品に関しては、企業会計原則とは異なった取り扱いがなされることがまず述べられているわけである。「意見書」の全般的な概要については、現在各種の解説書が出版されているのでそちらの方を参照してもらうこととして、ここではデリバティブ取引とヘッジ会計に関することについてだけみていく。

まず「意見書」ではデリバティブ取引を、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれに類似する取引とし、具体的にその範囲を定めている。そして現物商品のデリバティブ取引も金融商品ではないが、通常差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格を有するものは基準の対象となるとしている。また「意見書」ではデリバティブ取引の認識基準について、デリバティブ取引はその権利と義務の価値の純額、すなわち、デリバティブ取引による正味の債権または債務がそれぞれの金融資産又は金融負債となるとし、その契約締結時、つまり約定時に原則としてその発生を認識しなければならないとしている。国際会計基準や米国会計基準と同様に、デリバティブ取引を従来とは異なりオンバランス処理することが、わが国でも決定されたわけである。さらにデリバティブ取引の評価基準については、例外なくその時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理するとされている。ただしデリバティブ取引がヘッジ目的で行われている場合には、ヘッジ会計が適用されるとしている。このようにデリバティブ取引についての会計処理は、先に決定された IAS 39 や SFAS 133 と変わるところは無いといえるが、わが国の「意見書」が異なっているのは適用されるヘッジ会計の方法についてであり、特に①繰延ヘッジ会計の採用、②マクロ・ヘッジの容認、③金利スワップの取扱い、の 3 点が大きく異なっていると考えられる。

わが国の「意見書」では、IAS 39 や SFAS 133 のように 3 つのヘッジ関係が明示され、それについてのヘッジ会計の方法が規定されているわけではない。「意見書」では、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象の損益が認識されるまで貸借対照表上で資産または負債として繰り延べる、いわゆる繰延ヘッジ会計の方法が原則として採用されている。しかし国際会計基準や米国会計基準における公正価値ヘッジと同様の会計処理、つまりヘッジ手段と同様にヘッジ対象も時価評価し、それらに係る損益を同一

会計期間に認識することも例外的処理方法として認められている。なおこの場合でも前述の公正価値ヘッジがヘッジの有効部分のみを損益認識するのとは異なり、わが国ではヘッジ対象の評価差額の全額が損益として認識されることに違いが現れている。このようにわが国において繰延ヘッジ会計が原則とされるのは、今後、金融商品の時価評価の範囲が広がっていけば、公正価値ヘッジの範囲は徐々に狭まり、ヘッジ会計の適用は最終的にはキャッシュ・フロー・ヘッジのようなものだけが残るという考え方へ拡張している。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、ヘッジ手段の評価差額は国際会計基準では資本の部で、米国会計基準では包括利益で、そして「意見書」では資産又は負債の部で繰り延べられるわけであり、差額を繰延べるという行為については各基準間で相違はなく、違いはどこで繰延べるかということになる。資産・負債概念が厳密に定義されているか否か、つまり評価差額等を資産又は負債として認めるか否かという点が、米国会計基準とわが国「意見書」の違いであり、「意見書」では定義の厳格性よりも、実務処理へのなじみ易さ、容易性という点を重視して繰延ヘッジ会計が採用されたといえる。

また「意見書」では、金融機関等のように資産又は負債のポジション全体が総合的に管理され、意見書の定めるヘッジ会計の方法よりもリスクの減殺効果を適切に財務諸表に反映する高度なヘッジ手法を用いていると認められる場合には、そのヘッジ手法によりヘッジの効果を財務諸表に反映することができるとしている。国際会計基準や米国会計基準では認められていない、いわゆるマクロ・ヘッジがわが国では容認されるということである。しかしこのようなヘッジ手法の具体例についてはなんら明示されておらず、いかなる内容となるのか今後の検討が必要である。

最後に金利スワップの取り扱いという点であるが、本来、金利スワップはデリバティブ取引であり、それ自体単独では時価評価の対象となるものである。しかし「意見書」では一定の条件を満たしている金利スワップについては、「金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減して処理することができる。」として、資産または負債と金利スワップを一体として捉え、金利スワップを時価評価しない例外的な取り扱いも認めている。<sup>44)</sup> これもまた実務処理からの要請ということであろう。

44) ここで条件とされているのは、以下の3項目である。

このようにヘッジ会計に関して、わが国の場合、理論的一貫性よりも実務処理の立場を重視した対応になっているといえる。国際会計基準や米国会計基準が資産負債アプローチをとることにより、企業の行っているヘッジ活動を一貫してストックの時価評価という観点からとらえ、利益の透明性を高めようとしているのに対して、わが国の「意見書」ではこれまでフローの問題として処理してきた会計慣行を最大限に尊重した結果、利益数値の透明性という点では不満足な結果になっている。特に、繰延ヘッジ会計の採用は、デリバティブに発生している評価損を隠蔽して繰り延べてしまう危険性を持っているわけであり、一応のチェック機構は設定されているとはいものの、会計情報としての利益の透明性は損なわれるといえよう。

## 8. おわりに 本格基準設定に向けての長期プロジェクトの動向

最後に、1997年10月の IASC 理事会パリ会議において承認され、本格基準作成のために設置されたもう一つのプロジェクトについて簡単に触れておく。このプロジェクトは、一般にはジョイント・ワーキング・グループ（以下、略して JWG とする）と呼ばれているものであり、IASC に属する正式組織ではなく、各国の会計基準設定主体により任意に組織されたものである。<sup>45)</sup> このプロジェクトでは、1997年3月に公表された前述のディスカッション・ペーパーに沿い、

- 
- ①金利スワップが資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されていること。
  - ②金利スワップと金利変換の対象となる資産または負債がヘッジ会計の要件を充たしていること。
  - ③金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が資産または負債とはほぼ同じであること。

45) JWG に参加しているのは、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランド、日本と IASC の9ヶ国と1機関である。JWG の活動状況については以下の文献に詳しい。

山田 辰己「特集：IASC 金融商品プロジェクトの議論の現状」JICPA ジャーナル No. 529, 1999年8月

———「金融資産及び金融負債をめぐる JWG での議論について」JICPA ジャーナル No. 530, 1999年9月

また本稿では、1999年11月に IASC のポール・パクター氏が、成城大学経済研究所で行ったミニ・シンポジウムの内容及び資料を参照している。

金融商品に対して全面的に公正価値評価を適用するための会計基準設定に向けての検討が進められており、プロジェクト設立当初には検討項目として、金融商品の範囲や適用対象となる企業の範囲、金融資産の譲渡、公正価値測定の手法、負債の公正価値評価、市場価格のない貸付金、等々19項目が取上げられていた。ヘッジ会計の問題もこれら検討項目の一つとして取上げられたのは、言うまでもないことである。

ヘッジ会計に関する JWG での検討結果を一言にまとめると、暫定的にではあるが、全ての金融資産および金融負債を公正価値で測定し、その変動を損益計算書で認識するという立場からいえば、ヘッジ会計という特別な会計処理は必要がないということである。例えば IAS 39 では、変動金利借入金の金利変動をヘッジするために、変動受取・固定支払いという金利スワップ契約を締結した場合には、それはキャッシュ・フロー・ヘッジに該当するわけである。しかしこの場合には、変動金利借入金と金利スワップ契約が組み合わされて新しく固定金利借入金が合成されたとしてこれを公正価値測定し、変動損益を損益計算書で認識すればよいわけであり、このような取引にヘッジ会計（キャッシュ・フロー・ヘッジ）を適用する根拠はないと JWG では考えている。また将来発生するコミットメント（確定約定）や予定取引をヘッジするデリバティブに対してもヘッジ会計を適用する必要はないという結論をだしている。この場合にも、ヘッジ手段であるデリバティブの損益とヘッジ対象である予定取引に将来生じるであろう損益の間には、なんの契約上の関係もなく、あるのはあくまでもヘッジしようとする経営者の意図だけであり、ヘッジ会計を適用しなければならない特別な根拠はないとしている。JWG では金融商品をすべて公正価値評価すれば、公正価値ヘッジばかりでなく、キャッシュ・フロー・ヘッジも必要がなくなると考えているわけである。

このように JWG では企業財務情報の透明化を確保し、比較可能性を高めるということのために、ヘッジ会計についてばかりでなく、全ての金融商品に対して公正価値評価を適用すべく、さまざまな側面からの検討が行われているわけである。しかしこの公正価値評価もしくは時価評価ということが時代の趨勢ではあるとしても、はたして前述のように予定取引に対してまでヘッジ会計の適用を否定する見解は、企業の経済的実態を見誤ることにならないだろうかという疑問が生じる。契約上の関係性だけで企業活動を判断するということは、

## デリバティブとヘッジの会計

法的実態を経済的実態よりも優先してしまう結果にならないだろうか。製品輸出比率の高いわが国企業にあっては、為替予約という形での予定取引の為替ヘッジは必要不可欠なものであり、企業の経常的活動と考えても差し支えないであろう。投資家がわが国企業を評価する場合には、やはりこのヘッジ活動を反映する会計処理が必要なのではないだろうか。そして今後さらに、この金融商品の公正価値評価で取上げられる大きな問題の一つとして考えられるのが、負債の公正価値評価の問題といえよう。

このように金融商品の公正価値評価に関しては、まだまだ解決されなければならない問題がある。企業の経済実態を適確に把握するためには、市場の目線で企業評価を行うことにより客観性、比較可能性を確保するということは確かに重要である。しかしながら最近、財務報告からビジネス・レポートингへの拡張ということがしばしば話題にされるように、企業活動が経営者という人間の経済的意思決定活動であるということを忘れてはいけないだろう。経営者の目線からの企業評価ということの重要性ももう一度考慮しなければならないのではないか。

(しのはら・みつのぶ 成城大学経済学部教授、経済研究所所員)

デリバティブとヘッジの会計

(研究報告 No. 26)

---

平成12年3月20日 印刷

平成12年3月25日 発行

非売品

著者 篠原光伸

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電話 03 (3482) 1181 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社

---